

消防団活動協力事業所への優遇措置について

消防団員の減少や、いわゆるサラリーマン団員の増加に伴い、地域における消防力の低下が危惧されています。そこで、消防団が活動しやすい環境整備を促進するため、県では、消防団活動に協力している事業所等を事業税減税などにより支援します。

1 消防団活動協力事業所応援減税

〔平成 19 年 4 月 1 日施行〕

対象	税目	対象事業税	減税額
中小法人 ※1	法人事業税	平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る事業税及びその翌年度に係る事業税	税額の 2 分の 1 (減税限度額 10 万円)
個人事業主 ※2	個人事業税	平成 20 年度分又は平成 21 年度分の事業税及びその翌年度にかかる事業税	

※1 : 資本金又は出資金の額が 1,000 万円以下の中小法人に限ります。
 ※1 及び ※2 : 青色申告書を提出する法人又は個人事業主の方であることが必要です。

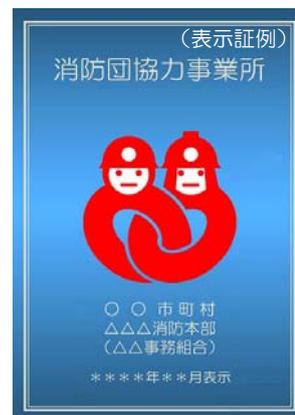
◆ 減税措置を受けるためには、以下の要件をすべて満たしていただくことが必要です。

- ① 「消防団協力事業所表示制度」を導入している市町村に所在するすべての事業所が同制度で消防団協力事業所に認定されていること
- ② 消防団員を 2 人以上雇用していること
- ③ 県内に所在するすべての事業所が就業規則等に消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載していること

【参考】「消防団協力事業所表示制度」について（平成 18 年 11 月 29 日付け消防庁長官通知）

消防団活動に協力している事業所に対して、新たに表示証を交付し、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価します。これにより、消防団と事業所との連携・協力体制の一層の強化、地域における消防・防災体制の充実強化を図ります。

実施主体	市町村
制度開始日	市町村が実施要綱を定め実施
交付対象等	消防団活動を行うことに対して昇進や昇給等で不利に扱わないなどの基準により、認定を受けた事業所等に対して表示証が交付されます。 表示証は事業所等を単位として交付されます。
活用方法	認定された事業所等は、表示証を自社 HP で公開するなど、事業所等のイメージアップを図ることができます。
有効期間	認定の日から 2 年間（更新有り）



市町村等が交付する表示証の例

2 長野県建設工事等入札参加資格の優遇

平成 21 年度から長野県建設工事等入札参加資格総合点数の付与（「新客観点数」の地域貢献等の項目に加点）